

「指定都市市長会議（臨時会議）」の開催結果について

指定都市市長会（会長：林 文子 横浜市長）は、11月5日（木）、横浜市内において「指定都市市長会議（臨時会議）」を開催し、次の提言等を採択しました。

《採択した提言等》

- （1）指定都市への事務権限及び税財源の移譲推進と多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会提言
- （2）追加経済対策に係る国の第3次補正予算案編成に対する指定都市市長会要請
- （3）指定都市市長会 温室効果ガス排出削減等に向けた連携宣言
- （4）多様な広域連携の取組による生活機能の確保等に向けた指定都市市長会提言
- （5）ウィズコロナ時代の文化芸術支援に関する指定都市市長会提言
- （6）国土強靱化の推進に関する指定都市市長会要請
- （7）医療的ケア児・者への切れ目ない支援の充実にに関する指定都市市長会提言

※ 詳細は、別添資料を御覧ください。

問合せ先
担当：広域行政課
042-769-8248

指定都市への事務権限及び税財源の移譲推進と 多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、60年以上前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、法に基づく二度目の住民投票が実施された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

大都市制度について検討がなされた第30次地方制度調査会において、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされたものの、当面の対応として道府県から指定都市への権限移譲が徐々に進められているのみであり、制度創設に向けた検討は進んでいない状況である。

また、新型コロナウイルス感染症対策においては、指定都市が所在する道府県内の感染者数の約半数を指定都市が占める中、保健所、学校、保育所、介護施設等を所管する指定都市がより一層大きな役割を果たすことができるようにするなど、地域の実情に応じた権限移譲の必要性を認識したところである。

地域・圏域の成長のエンジンとなる指定都市への事務権限と税財源の移譲をさらに進めながら、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現するため、下記のとおり提言する。

- 1 従来から指定都市市長会が提案し、第30次地方制度調査会で検討の意義が示された「特別自治市」制度（第30次地方制度調査会答申では「特別市（仮称）」）など大都市制度の議論を加速させ、早期実現を図ることにより、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるようにすること。
- 2 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和2年11月5日
指定都市市長会

追加経済対策に係る国の第3次補正予算案編成に対する 指定都市市長会要請

4月から6月期の実質GDP（国内総生産・改定値）の成長率は年率換算でマイナス28.1%となり、比較可能な1980年以降で過去最大の落ち込みとなるなど、地域経済や雇用、国民生活に大きな影響が生じている。

全国20の指定都市は、人口・産業が集積する圏域の中核都市として、国の施策と連携しながら、地域経済の下支えとなる取組を行っているが、飲食業や観光業を中心に、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況においても、指定都市市長会は、引き続き、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、感染拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、雇用と国民の生活を何としても守りきるとの強い決意のもと、地域経済及び住民生活の支援等に取り組んでいく所存である。

今後も、新しい生活様式を実践するとともに、感染拡大防止と社会経済活動を両立し、この状況から早期に立ち直るため、現在、政府において調整されている追加経済対策（第3次補正予算案）の編成に対して、指定都市市長会として、以下のとおり要請する。

1 雇用の維持と事業の継続

- (1) 地域経済活動の回復に向け、新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けている観光・飲食業の需要を喚起するため実施している「Go To キャンペーン」について、継続して実施すること。
- (2) 外国人労働者を含む正規・非正規労働者が解雇や雇い止めにあっている状況を踏まえ、労働者に対する相談体制の充実や労働者の安定的雇用の維持に向けて国が責任をもって必要な対策を講ずること。
- (3) 経済の活力を支える雇用面において、現在、人材が不足している業種への人材確保や、今後の「新しい生活様式」の定着等の社会変革により新たに生じる人材過不足に対して、業界・業種間の円滑な人材移行を促進する職業訓練の拡充など、雇用機会の確保につながる効果的な対策を講ずること。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中小企業や農林漁業者等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、民間金融機関や日本政策金融公庫等による資金繰り支援の更なる拡充や、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、既存支援策の期間延長も含め支援策をより一層充実・強化すること。

- ア 民間金融機関による実質無利子・無保証料融資については、実施期間及び無利子期間の延長や融資限度額の引き上げを行うとともに、取扱いできる地方自治体に希望する指定都市を追加すること。また、市区町村で実施しているセーフティネット保証等の市区町村による認定を不要とすることで、融資手続きの負担軽減と迅速化を図ること。さらに、実質無利子・無保証料融資のみならず、融資制度全般について、信用保証制度の対象業種の拡大に加え、公益法人等の法人形態についても拡大すること。
- イ 「雇用調整助成金」、「持続化給付金」、「家賃支援給付金」及び「経営継続補助金」等の既存の支援策及び今後創設される支援策については、必要な事業者に迅速かつ確実に給付が行われるよう、事務手続きの簡素化や代理申請の要件緩和、窓口相談体制の強化等を図ること。
- ウ 「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」及び「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」については、悪化を続ける雇用情勢を踏まえ、令和2年12月末で期限を迎える特例措置を更に延長するとともに、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の対象に大企業の従業員を加えるなど、雇用対策を継続・強化すること。
- エ 小規模事業者持続化補助金など中小企業生産性革命推進事業については、更なる財政措置の拡充を図るとともに、申請者の負担を軽減するためにも、売上減少証明書の発行を不要とするなど手続きを簡素化すること。
- オ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、事業継続を下支えするため、「持続化給付金」などの既存の支援策について再給付を実施すること。なお、再給付の実施に当たっては、売上減少要件の緩和や、「申請サポート会場」の更なる充実など、影響を受ける事業者への配慮を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス陽性患者や疑い患者を受け入れている医療機関及び新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、患者が減少している多くの医療機関において、経営に多大な影響を受けていることから、経営の安定化及び地域医療提供体制の維持のため、必要な財政支援を行うこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響やテレワークの推進等により、公共交通機関利用者は減少しており、路線バスを中心に経営状況の悪化や運行本数の維持が困難となるなど、公共交通全般に広く影響が生じている。国民の生活を支える重要な移動手段である公共交通を維持確保するため、公共交通事業者への支援策を積極的に講ずること。
- (7) 世界的な物流の停滞が見られる中で、国民生活や経済活動等を根幹的に支える港湾等の物流機能を確保するため、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法において事業の継続が求められている物流関係事業者等への支援策を積極的に講ずること。

- (8) 文化芸術は心豊かな活力ある社会形成にとって重要な意義を有することから、ポストコロナ社会を見据え、地方自治体が実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し必要な財政措置を行うとともに、流動的な雇用形態で活動するアーティストやその下支えをする文化芸術関係者の活動機会を維持するためのセーフティネットの検討など、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的な支援策やオンライン配信及びデジタル技術活用のための支援策を講ずること。
- (9) 感染拡大の影響に対応するため現在講じられている酒類小売業免許や有償貨物運送等に関する特例的な規制緩和について、新しい生活様式を前提とした社会に即して、引き続き、規制緩和や法整備を積極的に進めること。
- (10) ポストコロナ社会を見据え、社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を一気に加速させるとともに、テレワークなど新たな働き方の導入による生産性向上・働き方改革の定着を図るため、事業転換に取り組む中小企業への支援、ITインフラへの投資促進などDXに取り組む企業を強く後押しする支援策の創設や支援の拡充を行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな社会課題や地域課題に取り組み、持続的な地域経済の発展に貢献するスタートアップの支援の拡充を行うこと。

2 地方自治体への財政措置の拡充

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、今後の感染状況や経済状況等に応じて地方自治体が臨機応変に対応できるよう、令和2年度内の増額及び速やかな交付など、更なる充実を図るとともに、地方自治体の実情を踏まえた繰越手続きの弾力化を図るなど、柔軟で弾力的な運用を行うこと。なお、交付金の算定に当たっては、大都市部に陽性者が集中している現状を踏まえ、現在は都道府県単位で算定されている感染状況の指標について、市単位の陽性者数に基づき算定するなど大都市における財政需要をより反映するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう、算定方法を見直すこと。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、更なる増額や対象事業の拡充を図るとともに、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。又は、道府県への交付時に指定都市分の明示を行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度の財源不足については、地方自治体が安定した財政運営を行えるよう、特に大きな影響が見込まれる地方消費税交付金や軽油引取税交付金等を減収補填債の対象税目に追加する等、必要かつ十分な財政措置を講ずること。また、猶予特例債の弾力的な運用等の

措置を講ずること。

- (4) 病院、交通、上下水道事業をはじめとする公営企業等について、経営状況の急激な悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。
- (5) ポストコロナ社会に求められるデジタルガバメントの実現に向け、市民サービス向上のための行政手続きのオンライン化、感染症拡大や災害発生時における行政機能の継続性確保を見据えたテレワーク等の環境整備、業務効率化に向けたA I等の導入など、各地方自治体が国や民間の動きと連動した行政のデジタル化の取組を一層加速していくため、財政支援を含め必要な支援策を講ずること。

令和2年11月5日
指定都市市長会

指定都市市長会 温室効果ガス排出削減等に向けた連携宣言

温室効果ガス排出削減等に関する国際的な枠組みであるパリ協定の運用が2020年から開始される中、国内では、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロに取り組むことを表明した地方自治体の総人口が7,000万人を超えるなど、各主体による取組が加速している。こうした中、10月26日には、菅内閣総理大臣が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことを宣言した。

気候変動に伴って自然災害が増加・激甚化し、「気候危機」とも言われる今日の状況から、市民の安全・安心を守り、また、市内経済の担い手である中小企業の経済活動や市民生活を持続可能なものとしていくことはSDGsの実現にも寄与するものであり、こうした観点からも指定都市が大幅な温室効果ガス排出削減等の気候変動対策を積極的に講じていくことが必要である。

さらに、ESG投資が世界的な潮流となっている中で、産業界と連携して気候変動への取組を進めることは投資先としての都市の魅力向上にもつながり、新たな成長の源となる。

新型コロナウイルスの感染拡大で冷え込んだ経済の復興と、地球温暖化問題の解決を同時にめざすグリーン・リカバリーにより、環境と成長の好循環を実現することが求められる。

こうした課題意識の下、国が宣言した2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、指定都市が連携し、産業界などの各主体と議論を重ねながら、温室効果ガス排出量の着実な削減を行っていくため、連携宣言を発出する。

- 1 各都市が、温室効果ガス排出量の削減目標の達成及び必要に応じた目標値の引き上げに向けて気候変動対策を推進するとともに、環境と成長の好循環の実現に向けた好事例や課題の解決策等を指定都市間で共有することで、より効果的な施策を実施する。

2 国の地球温暖化対策計画や、エネルギー基本計画の見直しといった動きも見据え、気候変動対策に係る国への提言などを通じて、指定都市のみならず国全体の取組の加速化を図るとともに、指定都市が中心となって周辺の自治体
に取組を拡大し、かつ産業界などの各主体とも連携を図りながら、温室効果ガス排出削減の先導的な役割を果たしていく。

令和 2 年 11 月 5 日
指 定 都 市 市 長 会

多様な広域連携の取組による 生活機能の確保等に向けた指定都市市長会提言

令和2年6月、第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（以下「答申」という。）が取りまとめられた。

答申では、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により再認識された人口の過度の集中に伴うリスク等に適応していくための地方行政のあり方の一つとして、「地方公共団体の広域連携」が掲げられ、その基本的な考え方や方向性が示されている。

その中でも特に、「多様な広域連携の取組による生活機能の確保」として、市町村が、自ら選択した広域連携の取組により、地域で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるよう、必要な行政サービスを提供していくことが重要であると言及されている。また、今後、連携中枢都市圏等のほか、様々な市町村間の広域連携によって特に地域において必要な生活機能を確保していくことが必要であることを踏まえ、連携により生活機能を確保しようとする際に関係市町村に発生する需要に応じ、適切な財政措置を講じる必要があることが示されている。

一方、これまで指定都市市長会が要望してきた連携中枢都市圏制度等の法定化や三大都市圏における連携促進に向けた新制度の創設などについては、答申において、具体的な言及がなされていない。

これらを踏まえ、連携中枢都市圏や三大都市圏において、地域の中核的な役割を担う指定都市が、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向けて、近隣市町村と連携しながら、地域に必要な行政サービスを提供し続けることができるようにするため、下記のとおり提言する。

- 1 今後、連携中枢都市圏において、地域の中核的な役割を担う指定都市が、近隣市町村と連携しながら、各地域における必要な生活機能の確保をはじめとする標準的な行政サービスをより安定的に行うために必要な歳出を地方財政計画に見込むことにより地方交付税の必要額の確保を行うなど適切な財政措置を早急に講じること。
- 2 連携中枢都市圏制度について、地方自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ法定化することにより安定的に推進できる仕組みとすること。
- 3 三大都市圏における財政面等の支援を含む連携促進に向けた既存制度の拡充や、新制度の創設等の早期実現に向けた検討を積極的に行うこと。

令和 2 年 11 月 5 日
指 定 都 市 市 長 会

ウィズコロナ時代の文化芸術支援に関する指定都市市長会提言

「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。」平成29年6月施行の文化芸術基本法前文の冒頭に記されたこの言葉は、今、我々が直面している「ウィズコロナ時代」の文化芸術の在り方を強く示唆している。人々が「新しい生活様式」を実践していく中でも、美術、音楽、舞台芸術、映画、そして食文化等の有形・無形の文化を楽しみ、創作活動に参画し共感するなど、文化芸術を享受することは、生きる喜びであり、共生社会を実現する社会包摂の基盤ともなるものである。

一方で、文化芸術を創造する人々に目を向けると、感染拡大に伴うイベント自粛や3密回避といった観点から、活動を維持・継続していくことが困難な状態に陥っている。現在、国において、500億円規模の「文化芸術活動の継続支援事業」が創設され、活動の再開・継続に最大1,500万円の補助金が交付されるなど、過去に例のない大規模な支援策を講じられていることに敬意を表する。

指定都市においても、これまで各都市が実践してきた「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う文化芸術への支援施策」に係る取組事例集を作成し、成功事例や課題を共有し、互いに学び合い、更なる支援策を進めることを確認したところである。

文化芸術は、心の豊かさや創造力の源泉となる本質的価値を有すると同時に、地域の経済・観光の発展、次世代の担い手育成、コミュニティ活性化、孤立防止など、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会を目指すSDGsの実現を見据えた地域社会の基盤を形成する社会的・経済的価値も有する。

文化芸術活動の継続・再開と感染拡大防止の両立を支援し、文化・経済・観光の好循環を生み出していくことは、我が国の感染拡大からの力強い回復（レジリエンス）に大きく寄与するものである。

については、国と指定都市が一体となり、ウィズコロナ時代の文化芸術支援を推進していくに当たり、下記のとおり提言する。

記

- 1 ウィズコロナ時代における文化芸術活動の活性化に向けて、地方自治体が実施する地域の実情に見合った効果的な支援策に対し、必要な財政措置を行うこと。
- 2 文化芸術コンテンツを国内外に発信するためのプラットフォームの構築など、文化芸術活動のオンライン配信及びデジタル技術の活用を促進するための支援策を講ずること。
- 3 流動的な雇用形態で活動するアーティストやその下支えをする文化芸術関係者の活動機会を維持するためのセーフティネットの検討など、安定的な文化芸術活動の促進に向けた継続的・中長期的な支援策を講ずること。

令和2年11月5日
指定都市市長会

国土強靱化の推進に関する指定都市市長会要請

近年、全国的に大規模災害が相次いで発生しており、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、広域かつ同時多発的な風水害や土砂災害により甚大な被害が生じている。

これまでも、国においては、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成30年12月に、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を見直すとともに、特に緊急で実施すべきハード・ソフト対策として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年度～令和2年度）を決定し、地方自治体への財政支援を含め、強靱化の取組を推進してきたところである。

また、地方自治体においては、国の動きと連動し、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化地域計画」の策定に取り組むとともに、3か年緊急対策や強靱化に関係する交付金・補助金等を活用し、積極的に事業を実施してきたところである。

しかし、近年の激甚化する自然災害や切迫する巨大災害に備えるために、人口増加期に集中的に整備してきたインフラ等の老朽化対策を含め、強靱化の取組をさらに加速化・深化することは、我が国にとって喫緊の課題である。

現在、我が国全体で、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、新たな日常の構築に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、指定都市は、日本の総人口の20%を超える約2,700万人が居住し、様々な都市機能や産業が集積する圏域の中核都市として、そして日本をけん引するエンジンとして、この喫緊の課題に対しても率先して取り組んでいく所存である。

ついては、強靱化の取組を一層推進し、今後起こりうる大規模災害による被害を最小限に抑え、たとえ被災しても迅速な復旧・復興へとつながるよう、次のとおり要請する。

1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」終了後の継続的な財政支援

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、令和2年度で終了となるが、各地方自治体が中長期的な視点で、国土強靱化地域計画等に基づき、今後も計画的かつ継続的に実施する強靱化の取組に対して、3か年緊急対策の対象以外の事業への範囲拡大を含め、引き続き強力な財政支援を行うこと。

2 インフラやその他公共施設の強靱化に係る交付金・補助金の予算確保等

- (1) 地方自治体が管理する道路、上下水道、河川等のインフラや災害時の避難所ともなる学校施設その他公共施設の老朽化対策を含めた強靱化に係る交付金・補助金について、多数のインフラやその他公共施設を抱える指定都市が確実に事業を実施できるよう、十分な予算を確保すること。
- (2) ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型の修繕や更新等への重点的な財政支援を行うとともに、新技術等によるコスト低減手法の開発、包括的な民間委託といった新たな事業手法の導入の情報提供等を行うこと。

3 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の対象拡大・延長

令和2年度までとされている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」について、毎年のように発生する大規模災害を教訓として、引き続き防災・減災対策を念頭に置いた整備を進める必要があることから、「緊急防災・減災事業債」の耐震化事業において、災害対策等にあつて重要な役割を担う区役所などの全部改築も対象とするなど、対象を拡大のうえ、令和3年度以降も延長すること。

4 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大・恒久化

令和3年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」について、災害対策等において重要な役割を担う区役所や消防署などの公用施設も対象とするとともに、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う必要があることから、時限措置でなく、恒久的な措置とすること。

令和2年11月5日
指定都市市長会

医療的ケア児・者への切れ目ない支援の充実に関する指定都市市長会提言

NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器等の使用や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童（以下「医療的ケア児」という。）は、現在、全国で約2万人と推計され、10年前の約2倍となっている。医療的ケア児の実態を継続的に把握していく仕組みを構築し、保育所や幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等における医療的ケア児の受入体制を整備・拡充していくことが喫緊の課題となっている。

また、医療的ケア児が地域で生活していくためには、保育所や学校だけでなく、通院や外出等の様々な場面において切れ目なく医療的ケアが提供される必要があるが、日頃から児童の状態を把握している訪問看護は、医療保険上、居宅以外での利用は認められておらず、保護者等が経済的にも日常の生活においても多大な負担を強いられている状況にある。

さらに、医療・福祉・教育等の制度全般や地域特性を理解した上でライフステージに応じた切れ目ない支援を行うために、支援内容にふさわしい人材の確保育成・配置が必要である。

一方で、日常生活において医療的ケアを必要とする18歳以上の「医療的ケア者」については、障害者総合支援法における規定がなく、医療的ケア児のように障害福祉分野と医療・看護分野を総合的に調整できる仕組みがないため、児童と成人を包括した切れ目のない支援体制を構築する必要がある。

については、医療的ケア児・者が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、以下のとおり提言する。

- 1 医療的ケア児の実態を継続的に把握するための仕組みを構築すること。
- 2 保育所や幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等における看護師の配置や施設改修等、受入環境整備の促進に向けた支援策の充実を図ること。
- 3 医療的ケアのための訪問看護について、居宅以外での医療保険の適用など、利用しやすくするための支援策を講じること。

- 4 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを質の高い研修内容と充実した研修環境により養成・配置することができるよう、研修の実施や、適切な人材の配置に対する財政支援を拡充すること。
- 5 医療的ケア者支援について障害者総合支援法に規定し、児童と成人を包括した新たな制度を創設すること。

令和2年11月5日
指定都市市長会